




**米子産業体育館の委託業務に関する事業計画
(平成26年度～平成30年度)**



公益財団法人鳥取県体育協会

米子産業体育館 

目 次

1 管理運営の基本的な考え方

- (1) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ① 本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営
 - ② 公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営
 - ③ 利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営
 - ④ 収入の確保と経費削減を図る管理運営
 - ⑤ 鳥取県の施策と連携した管理運営
 - ⑥ 地域や法人等と連携した管理運営
 - ⑦ 環境に配慮した管理運営
 - ⑧ 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営
 - ⑨ 法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営
 - ⑩ 職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営
- (3) 他の施設管理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- (1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ① サービス向上策の方針
 - ② 利用者増に向けた方策
 - ③ 地域・競技団体との連携
 - ④ 誰もが利用しやすい施設づくり
 - ⑤ 利用者の平等利用の確保
 - ⑥ スポーツ・健康に関する情報提供
 - ⑦ とっとり県民の日の無料開放
- (2) 利用者等の要望の把握及び対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ① 正確な利用者ニーズ（本音）の把握
 - ② 速やかな苦情対応
 - ③ モニタリングの活用
 - ④ 要望への対応方針フローチャート

3 施設管理

- (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ① 安全対策の徹底
 - ② 清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）
 - ③ 施設設備の長期安定使用のための維持管理

④ 環境配慮活動	
(2) 外部委託の考え方	31
(3) 修繕、植栽管理に対する考え方	32

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容	35
(2) 休館日の考え方と設定内容	35
(3) 利用料金の考え方と設定内容	35
(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容	37

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策	38
① 火災・災害等防止対策	
② スポーツ活動における事故防止対策	
③ 不審者等防止対策	
④ AED（自動体外式除細動器）の管理	
⑤ 感染防止用フェイスシールドの携行	
(2) 緊急時の体制・対応	45
① 火災・災害対応	
② 事故対応	
③ 不審者等対応	
④ 爆破物等脅迫事案	
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	50
① 苦情、トラブルの未然防止策	
② 苦情、トラブルに対する対処方法	

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応	52
(2) 情報の公開への対応	52

7 スポーツの普及振興

(1) スポーツの普及振興の考え方	55
(2) スポーツの普及振興に係る事業	58
① 職員の専門性を生かしたスポーツやレクリエーション教室を実施します。	
② 全国大会等の誘致	
③ 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援	

④	トップアスリートの招へい	
⑤	競技団体が行う強化合宿等支援	
⑥	出張指導	
⑦	鳥取県や関係団体との連携	
⑧	地域や親子の交流促進	
(3)	産業の振興及び事業	66
①	商工・関係団体との連携による産業振興の推進	
②	米子ケヤキ通り振興会に参加	
③	環境に配慮した ECO 商品展示会の誘致	
④	駐車場の有効活用	

8 組織及び職員の配置等

(1)	管理運営の組織	68
(2)	職員の職種等	70
(3)	現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針	70
(4)	日常の職員配置	70
(5)	人材育成	71

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の 状況及び対応状況

..... 75

10 委託、工事請負の発注予定

..... 75

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1)	障害者雇用	76
(2)	男女共同参画推進企業の認定	76
(3)	ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS) I 種規格認証等	76
(4)	家庭教育推進協力企業としての協定締結	76

12 その他の計画等

(1)	その他	77
①	指定期間5年間事業展開	
②	社会貢献について	

- ③ 交通規則遵守への取組について
- ④ スポーツ安全保険の提供
- ⑤ 許可等の手続
- ⑥ 忘れ物保管方法等の徹底
- ⑦ 障がい者に配慮した施設運営
- ⑧ 人権に配慮した施設運営
- ⑨ 適切な会計処理
- ⑩ 保険への加入
- ⑪ 館内の禁煙
- ⑫ PDCA サイクルの最適化
- ⑬ 守秘義務の遵守
- ⑭ 内部会議による管理運営効率の向上
- ⑮ 地産地消型の施設運営
- ⑯ 駐車場の使用料
- ⑰ 鳥取県体育協会職員が保有する資格等について
- ⑱ 米子産業体育館 平成24年度 施設所管課による業務点検評価結果

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 米子産業体育館の指定管理者を希望する理由

公益財団法人鳥取県体育協会は、「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立された公益法人です。競技団体を始めとした64の加盟団体や鳥取県等の関係機関と連携し、事業を行っています。

公益財団法人鳥取県体育協会の特徴は、加盟団体との連携を円滑に行うことができることでもあります。このことにより、米子産業体育館での効果的な大会誘致、開催が可能になります。

また、公益財団法人鳥取県体育協会には、日本体育協会公認スポーツ指導員を始めとした各種の資格を持った職員が多数おり、この人的資源を活用し県民のスポーツの普及・振興を推進し、健康増進を図る施設の管理運営ができます。

更に、鳥取県、鳥取県障がい者スポーツ協会、日本体育協会、日本スポーツ少年団等の関係機関と連携し、競技力の向上、生涯スポーツの振興や県民の健康増進を図っており、これを活かした施設の管理運営ができます。

加えて、平成18年度からは指定管理者制度のもと、「鳥取県立布勢総合運動公園」、「鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール」、「鳥取県立倉吉体育文化会館」、「鳥取県営米子屋内プール」、「鳥取県立武道館」の5施設を、また平成21年度からは「鳥取県立米子産業体育館」を、利用者のニーズに対応し、適切に管理運営を行ってきた実績があります。

米子市を中心とした鳥取県西部地区のスポーツ普及・振興の拠点施設であり、産業振興の一翼も担っている米子産業体育館を他の県立体育施設と一体管理運営することで、鳥取県のスポーツの普及・振興や健康増進、産業の発展に寄与できるものと確信しています。

このような理由から平成26年度からの指定管理者制度のもとにおいて、鳥取県立米子産業体育館の管理運営を是非とも引き続き担当させていただきたく応募します。



- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

管理運営

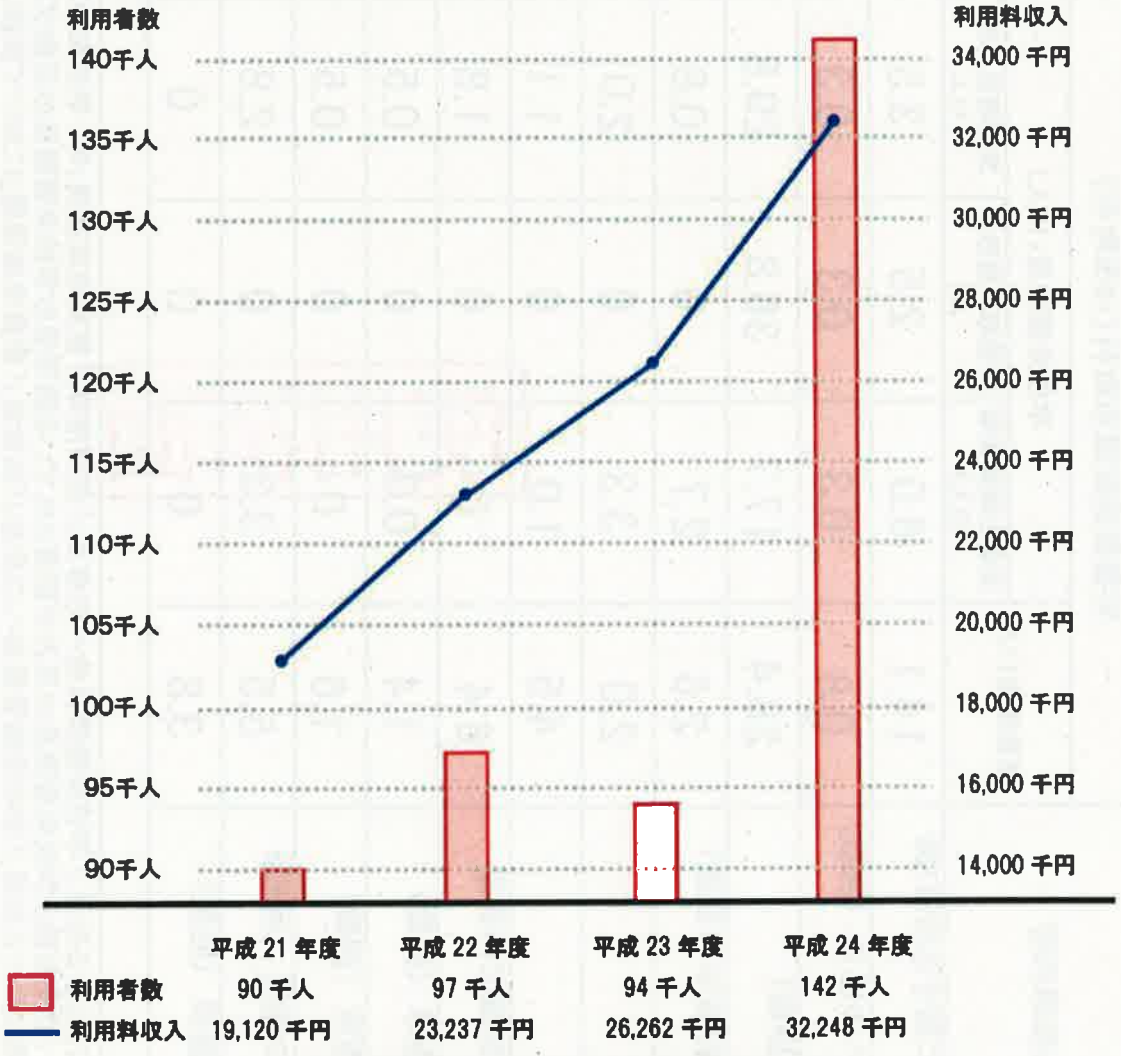
(2) 管理運営の方針

「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例」を理解し、公共施設としての設置目的や意義を尊重した運営・サービスの提供を行います。

私たち鳥取県体育協会は、県内6施設の指定管理者として施設管理運営を行っており、子ども・高齢者・身体的に障がいのある方すべての県民の皆様に気軽に利用していただくとともに、万全な事故等の予防管理と危機管理体制を整備し安心して利用いただける管理運営を行っています。

米子産業体育館におきましても、平成17年度までの施設管理の実績、さらに平成21年度から現在に至る施設管理の実績があり、指定管理者制度のもと6施設において更なるノウハウを学んでまいりました。

利用者数と利用料収入の推移



※平成23年度耐震補強工事による利用不可期間あり

平成26年度からの指定管理者制度におきましても、これまでのノウハウを活かした、米子産業体育館の管理運営に努め、県民の皆様へより良いサービスの提供をいたします。

以下に掲げる10項目を重点項目として、より質の高い運営を追及していきます。

①本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営
鳥取県立米子産業体育館の設置目的としてスポーツと産業の振興が掲げられています。

私たちはこの設置目的を推進していくために次の項目を実行していきます。

- ・フィットネスルームを設置運営することにより、運動へのきっかけづくり、気軽にスポーツに関われる環境作り等、県民の健康増進を目指します。 → P 8
- ・子育て世代にも気軽にスポーツに関わってもらえるよう、キッズルームを設置します。 → P 9
- ・鳥取県や公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体を始めとした関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取り組みます。 → P 15
- ・関係団体と連携し、全国規模の大会、トップアスリートの招へい等、競技レベルの高い力にふれあう機会を設けます。 → P 56
- ・スポーツ教室を引き続き開設し、さらにニーズに合わせ女子サッカー教室など新たな種目の教室を計画します。 → P 59
- ・障がい者や高齢者を対象としたスポーツ教室を開講しまう。 → P 63
- ・商工関係団体と連携し、展示会、見本市等の開催など産業の振興に努めます。 → P 66

②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

- ・施設利用申込みマニュアル（別紙1）に従って公平に利用していただくとともに、利用内容によっては事前に調整会を行うなどして多くの方に利用していただけるよう、また、各種大会、行事等が円滑に開催されるよう努めます。
- ・暴力団又は暴力団員や、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等の場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。 → P 18

2

- ・利用者調整会、電話等による迅速で公平な利用申込みを受け付けるとともに、各施設間で調整を行うなどして各種大会等が円滑に開催されるようにします。 → P 1 9

3

- ・利用者にとって安全で快適な施設であるため、職員による巡回・巡視や施設設備の点検、専門業者による検査等を徹底します。 → P 2 5

4

5

- ・事故や事件、災害の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、その訓練を行い万一の場合に備えます。 → P 3 8

6

7

③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

- ・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。 → P 1 0

8

- ・利用者が施設を利用する上で必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項の説明等を行います。 → P 1 3

9

10

- ・利用者アンケートを取り集めたデータをもとに、より良い施設、サービスの提供ができるよう努めます。 → P 2 2

11

12

④収入の確保と経費節減を図る管理運営

- ・サービスの低下に繋がらない節電、節水などコストの削減を行います。 → P 2 9

- ・利用者にも可能な限り経費節減への理解と協力をお願いします。 → P 2 9

- ・外部委託業務の複数年契約を取り入れるなどしてコストの削減に努めます。 → P 3 1

- ・簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。 → P 3 2

- ・マンパワーの活用により、利用者に満足いただけるスポーツ教室などのスポーツプログラムを提供します。 → P 5 5

- ・産業関係団体等に直接出向き積極的な営業活動を行い、利用の拡大に努めます。 → P 6 6

⑤鳥取県の施策と連携した管理運営

- ・災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。 → P 4 5

- ・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。 → P 6 4

⑥地域や法人等と連携した管理運営

- ・ 地域的心声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。 → P 1 5
- ・ 地域ボランティアや NPO 法人と連携し、施設の美化活動等に取り組めます。 → P 6 6

⑦環境に配慮した管理運営

- ・ 鳥取県版環境管理システム (TEAS II 種) の認定を受け省エネルギー、省資源を具体化し、環境に配慮した管理運営に努めます。 → P 2 7
- ・ 館内に設置してある蛍光灯照明を環境にやさしい LED 照明に取替えます。(アリーナ部分を除く)

⑧組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- ・ 長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営を行います。
- ・ 利用者や関係団体との信頼関係を大切にしながらお聞きしている意見、要望に応える管理運営を行います。 → P 1 5
- ・ 公益財団法人鳥取県体育協会として多くの加盟団体や専門的知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して、管理運営を行います。 → P 8 3

⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

- ・ モニタリングチェックシートを作成し、PDCA サイクルにより自己評価を行うとともに、外部の方による評価委員会を設置し、管理運営に関する意見、評価をしていただきます。 → P 2 1
- ・ 研修等を徹底して、すべての職員が個人情報の適切な管理等、法令を遵守した管理運営を行います。 → P 7 1

⑩職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

- ・ 優秀な職員確保やモチベーション (意欲、士気) の向上のため、継続雇用を柱とした任用に努めます。 → P 7 0
- ・ 男女共同参画推進企業の認定を受ける等して、育児や介護を積極的に支援します。 → P 7 5

(3) 公益財団法人鳥取県体育協会の施設管理の実績

施設名	平成24年度			管理期間	平成25年 7月時点 スタッフ数 (人)
	利用者数 (人)	教室回数	教室参加数 (人)		
		イベント数	イベント参加数(人)		
コカ・コーラウエストスポーツパーク (布勢総合運動公園)	1,154,020	34 教室	延 23,007	平成7年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	20
		41 回	延 13,427		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	151,182	21 教室	延 2,220	平成11年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	15
		14 回	延 5,224		
倉吉体育文化会館	227,056	17 教室	延 4,288	平成11年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	9
		20 回	延 3,190		
米子屋内プール	93,124	15 教室	延 18,003	平成12年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	9
		0 回	0		
県立武道館	111,366	8 教室	延 11,214	平成12年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	11
		8 回	延 2,140		

これらの施設と連携した管理運営を行い、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組みます。



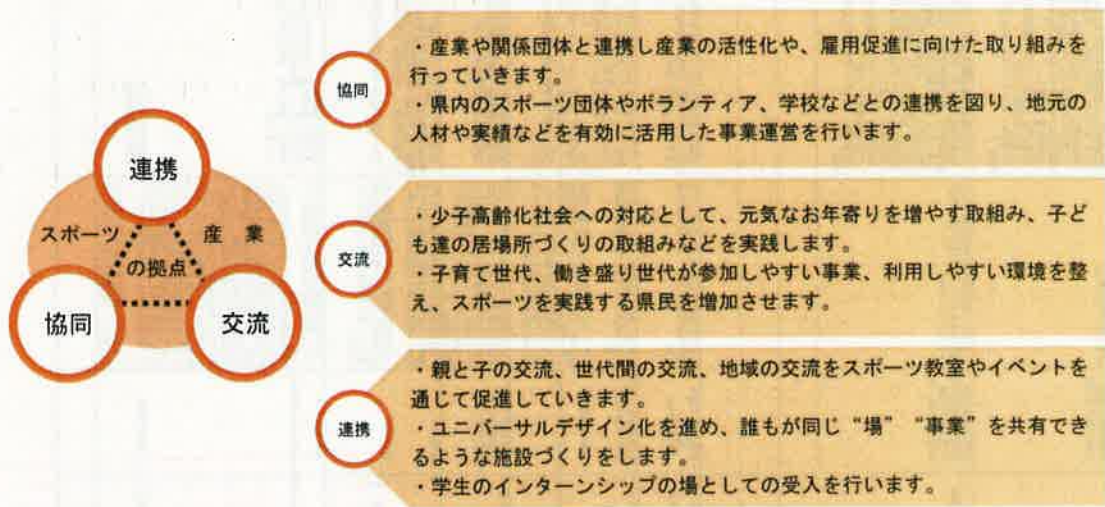
私たちにおまかせください

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

① サービス向上策の方針

- ・公共施設であるという「信頼性」を認識し、公益財団法人鳥取県体育協会が行ってきた長年の施設管理運営経験と、職員のスポーツに関する専門知識・技術・ホスピタリティーをもって、多くの県民の皆さんが気軽にスポーツに楽しみ、体力向上と健康維持に寄与できる施設運営を行います。
- ・子どもから高齢者まで幅広い年代を対象にしたスポーツ教室を主宰し、県民が生涯にわたって運動やスポーツに親しんでいける習慣を身につけるきっかけ作りをサポートします。
- ・産業関係団体と連携し、県内産業の活動拠点として展示会、講演会、セミナーなどの利用促進となるための役割を果たします。



② 利用者増に向けた方策

私たちは、利用者で賑わいのある施設づくりを目指して、利用者ニーズに対応した各種の利用促進策を多角的に展開するために、

「きっかけづくり」→「再来館」→「定着化」

の3つの利用段階を想定した方策を講じていきます。

利用者増加のためには、利用者が当該施設を利用することで、その利用目的が確実に達成にされるように的確なサービスを継続的に提供していくことが基本原則であるとの認識に基づいて、常に利便性とサービスレベルの向上に真摯に取り組む、「来てよかった、また来ようと思われるような」感動サービスの提供に努めてまいります。

具体的には、利用者視点のサービスレベルの質的向上による利用しやすさの追求と快適でハートフルな環境の創出を図るとともに、施設の魅力度アップのためのイベント誘致などによって、施設利用需要を喚起してまいります。

利便性の向上のためのサービス拡充及び設備の充実を行います。

私たちは、利用者増加を図るための重要なポイントとして、利用者が「誰もが」「気軽に」「快適に」「いつまでも」利用できるための付帯サービスの拡充を図るために、フィットネスルームの設置、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置、遊休部分の活用の充実等を提案致します。

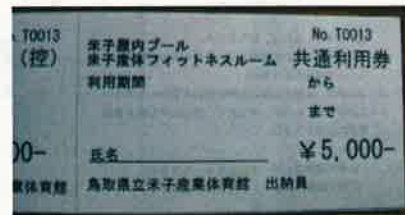
ア) 様々なニーズを考慮したトレーニング機器の配置 (フィットネスルーム)

本施設は年齢・性別問わず様々な方が来館される事が想定され、運動に取り組む動機・強度・頻度もまちまちであり、様々なシチュエーションに対応したトレーニング機器の配置を致します。(名称：フィットネスルーム)



イ) 共通利用券の設定

複合的な運動活動を促進するために、米子屋内プールと米子産業体育館フィットネスルームの共通利用券を設定します。



ウ) 自動販売機の拡充

施設利用者の利便性・サービスの向上と適切な水分補給を促すことを目的に下記の場所・台数の自動販売機を設置します。

設置する自動販売機は、すべての自動販売機についてユニバーサルデザイン自販機とします。

設置場所	種類	台数
1階ホール自販機コーナー	清涼飲料	4台
2階ホール	清涼飲料	3台
合計		7台

エ) キッズルームの設置

子ども連れの利用者にも遠慮なく利用できる環境を確保するために、託児スペースとして活用できるキッズルームを設置し、子育て支援に優しい施設運営を目指します。



体育館に隣接したスペースを使用し、子どもの様子がすぐに確認できるとともに、子どもがスポーツに親しむ環境づくりのための安全な遊具を配置します。

また、希望により保育サポーター（有料）の手配もします。

オ) 遊休場所の有効利用

・ 1階ホールの有効利用

展示会等で体育館を使用する場合、主催者の意向で入口付近に受付や展示スペースを設けたりする場合があります。

ホール奥の自動販売機や中会議室の利用者の導線を確認しつつ、マニュアルに沿って打ち合わせの上で、盛大な催しが開催できるよう協力していきます。

・ グリーンベルトの活用

水と緑のオアシスとっとり2013（第30回全国都市緑化フェア）のテーマにもなっている「ともに育てる身近な緑」を推進し、地域緑化活動に対して協力いたします。体育館周辺のグリーンベルトの一部を自宅でフラワー栽培ができない方に開放します。



・ 駐車場の活用

学校・スポーツ団体等が修学旅行、スポーツ大会への参加のため貸し切りバス等への乗降場所として利用する場合、要望があれば館内の利用状況に応じて駐車場の有効活用をいたします。



また近隣地域住民のラジオ体操の場所として、駐車場の一部を提供します。

その他自治会の活動についても要望があれば対応します。

1

2

・空地の有効利用

以前浄化槽があった場所は、埋め立てられて現在空地となっております。
このスペースを利用して、来場者の多いイベントに臨時駐車場として利用させていただきます。

3

4

・控室の無料提供

メイン・アリーナを利用する場合、食事場所、集計場、ミーティング場所として、控室を無料で開放します。

また、メイン・アリーナの利用状況により、サブ・アリーナ、会議室の利用者へも提供します。

6

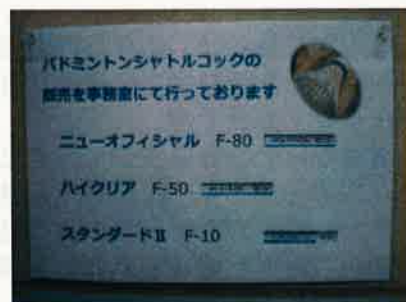
7

8

カ) 利用者の視点に立ったサービス拡充

・スポーツ用品販売

利用者の利便性を考慮して、バドミントン用シャトルコックなどスポーツ用品の委託販売を行います。



10

11

・生活必需品店等の紹介

イベント、スポーツ大会等で、食事、日用消耗品等を求める利用者が多数います。そのような利用者の声に応じ、コンビニエンスストア、ホームセンター、飲食店等情報提供を行います。

12

サービス提供

・傘の貸出

傘を玄関に配置し、自由に利用していただけます。



・ニュースポーツ用具の貸し出し

ニュースポーツの普及に伴い、器具等の貸し出し要望が増加しています。

学校行事、地域活動、運動会行事、イベント等利用内容によりニュースポーツ用具を貸し出します。



・空気入れの貸し出し

利用者の方が自転車で来館されたとき、空気がない



というトラブルが頻繁にありますので、常備します。
また、球用圧力測定器も用意します。

・宅急便、郵便物の手配

大会、展示会等で荷物宅配希望者が多いと見込まれる場合、宅急業者と連携を取り、宅配コーナーを設け利用者の利便に努めます。



・氷の提供

スポーツ活動において突発的な捻挫など外傷の応急手当にアイシングがよいとされています。けがの悪化を防ぎ回復を早める効果がありますので、負傷者の予後を考え準備します。



・ファックス・コピーのサービス

会議資料、大会結果等のファックス・コピー使用のサービスを行います。(有料)

コピー1枚(食用紙)	10円
カラーコピー 1枚	50円
FAX送信 1回	10円
FAX受信 1枚	10円

・携帯電話充電サービス

利用者の方が、携帯電話の電池が切れ困っている場合、事務室でお預かりし充電します。



・湯沸しポット及び湯飲み茶碗の貸し出し

展示会、大会、会議等をご利用の方で、お茶等の準備を希望される場合は電気ポット、湯飲み、茶碗等無料で貸し出します。

・冷水機の設置

水分摂取の重要性を考え、運動時には運動によって



1

2

失われる水分を補給しなくてはなりません。熱中症防止等の為に気軽に水分補給ができるようホールに冷水機を設置します。

3

・ 扇風機の設置

夏の暑い時期には十分な水分補給とともに、適度な休息が必要となってきます。

休息時に少しでも涼しく過ごしていただくために1階ホールに扇風機を設置します。



4

5

6

7

8

・ ベビーベットの設置

子供のおむつの取替えや子供の着替等のため、2階ホールにベビーベットを設けます。



9

10

11

12

・ 救急用品の配置

労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）により救急用具を備え、使用方法を労働者に周知しなければならないと定められています。

私たちは利用者の軽いけが（捻挫、かすり傷等）に対応するために、救急箱を備え付け、使用方法についての講習を行います。

また、折りたたみ担架、車いす、添木等応急処置で必要とされる器具を用意し、負傷者を安全なところまで搬送し、応急処置できるようにします。



・流行性疾病予防対策用消毒液の設置

インフルエンザ等流行性の疾病に対する予防策のひとつとして手の消毒が有効であり、消毒液を玄関に設置します。

また、ノロウイルスによる嘔吐物から二次感染を防ぐために、塩素系消毒液、処理キットを準備します。

・膝掛け用毛布の用意

集会、スポーツ大会などで、体調不調を訴える利用者にひざ掛け毛布の貸し出しサービスを行います。また、必要に応じて医務室へもご案内します。



・準備体操等のサービス

職場の運動会、スポーツ大会等で、準備体操のやり方がわからない状況の中で大会を計画される団体が数多く見受けられます。職員には、体育指導員が常勤していますので、準備体操でのストレッチの要望があれば協力し、補助的役割を果たします。また、地域の活動の運動会等準備体操の要請があれば可能な限り出向いて指導いたします。



・簡単なスポーツルール説明

生涯スポーツの普及に伴い、ニュースポーツに興味を抱いている方がおられますが、ルールがわからない団体が数多くおられます。利用者の要望があれば簡単なルールの説明をいたします。



・サークル活動でのスポーツ指導

サークル活動中、スポーツ指導の要請があれば指導いたします。

・展示会や大会運営（開会式、閉会式）の指導及びサポート

展示会や大会を成功する為に、主催者と事前



1

2

に打ち合わせを行い、準備から片付けまでをスムーズに展開するよう、職員が協力・アドバイス等いたします。

また、大会等式典に係る音響、照明、体育館設備、看板取り付け、マイク設備の準備などをサポートします。

3

4

・ 暖房機器の貸し出し

冬場の寒い時期にスポーツ大会等で役員室や控室を使用することがありますがこの部屋には暖房設備がないため役員等の方は寒い思いをされています。

大会運営に少しでも協力できるよう暖房機器を用意し要望により貸し出します。



5

6

7

8

・ 職員による雪かき

職員は常に気象情報を確認し、積雪が予測される場合、出勤時間を早めて玄関前等の除雪を行います。また随時雪の状況を確認し、積雪が確認された場合、利用者の利便性、安全面を考え、その都度除雪対応できるよう体制を整えます。



9

10

11

12

・ グリーンサービス

玄関、ホール、受付等に観葉植物を置き、利用者へ安らぐ空間を提供します。

・ 車イスの貸し出し

障がい者の方への配慮と、利用者の事故、怪我等に備え車椅子を常備し、必要により介助等を行います。



・ 申込の簡素化

利用者に会員登録していただき登録番号を発行して、利用申込書記入の際、登録番号の記入により住所氏名等の記入を省略する等、手続の簡素化を図ります。

③地域・競技団体との連携

私たちは、当該施設の設置目的である「集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館を設置する」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、体制確立に向けて総力を挙げて取組んでまいります。

ア) 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

私たちは、周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい、コミュニケーション交流の場としての活用に努めます。

関係団体等と健康・スポーツ団体等への運営支援・情報交流機会の拡充・レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催、メタボリックシンドローム対策など多角的な連携を図っていきます。

地域の事業所職員や家族の健康づくり・福利厚生の場としての提供、商工団体との共同販促キャンペーンの実施等にも努めます。

イ) 加盟団体との連携を強化します。

私たちは、公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体（スポーツ団体48、郡市体育団体9、学校団体5、関係団体1）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等を依頼するとともに、各団体の動員力等を有効活用することで、競技力向上と指導者養成の場としての協力、利用者増加への方策などの協力体制を構築します。

ウ) 地域への経済的な波及効果を高めます。

私たちの施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができると考えております。

また、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等の調達を基本とし、循環型経済効果発生に努めます。

具体的には、清掃委託を始めとした外部委託業務の県内企業の活用、障がい者福祉団体からの物品調達、リサイクル品の有効活用、商工団体との連携による地場製品のPRに取り組み、県内経済活動の活性化とエコロジカルな施設運営を実現します。

エ) 地域への社会的波及効果を高めます。

私たちは、当該施設が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組みます。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サービス提供

環境保全活動をはじめ、県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着やフィットネスルーム設置による生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減につながっていく事業を展開します。

オ) 利用団体との連携強化を確実に行います。

米子産業体育館の主たる大会等における主催スポーツ団体である、鳥取県体操協会、鳥取県バドミントン協会等は、当協会の傘下にある団体であり、現行の大会利用時に関する要望等を十分に把握しております。

当協会の管理する指定管理者施設の職員は、主催者の要望の如何を問わず、大会の円滑な運営、すなわち、競技スポーツの振興のために当然の如くサポートしています。

今後とも主催団体との連携を深めながら、大会運営をスムーズに進行していくよう、体操競技経験者など各競技に精通した職員を配置し、大会等のサポートを実施します。

④誰もが利用しやすい施設づくり



私たちは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる差別的な対応を完全に排除し、すべての利用者の人権を尊重した対応を徹底するために、人権や男女共同参画の啓発に向けた研修等への参加を積極的に行います。

具体的には、人権尊重や男女共同参画の概念に基づいて、差別的な言葉や不快に感じられる言動を禁止するとともに、利用者等への過度なプライバシーへの介入を禁止し、利用者の自由とプライバシー保護の厳守を徹底し、遵守できない職員は配置しません。

高齢者や障がい者・外国人も安心して施設を利用できるように、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に準拠したヒューマンコミュニケーションによる心のこもったユニバーサルなサービスを提供します。

更に、障がい者、要介護者、妊産婦の方でも安全・安心に利用できるように、施設・設備・備品面のバリアフリー化や、介助等の人的サポート体制の整備を図るとともに、障がい者・福祉団体等と連携し、本施設の利用促進に努めます。

以上のことを踏まえ、誰もが利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、やさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みを行います。

<p>《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》 耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように受付に表示します。</p>	
<p>《目に見えない障がいに優しい「ハートプラスマーク」の設置》 ハートプラスマークを掲示し、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。</p>	

<p>《障がいのある方に対する心のバリアフリー》 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のもったサービスを提供します。</p>
<p>《利用の注意事項の外国語版の作成》 利用案内については、英語・韓国語の2種類を作成し、外国人利用者への対応をスムーズに行うことができるようにします。</p>
<p>《ピクトグラム等の活用》 誰もが一目で施設や施設設備を理解できるようにわかりやすいピクトグラム等のサインを活用します。</p> <div style="text-align: center;"> </div>

その他の取り組み

・ 補助犬のサポート

「補助犬は障がい者の身体の一部でありそれを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、私たちも啓発活動に取り組んでいきます。



・ 開館時間前に入館

気象条件により、大会等利用者の方に、開館時間前に入館いただき体育館ホールに利用者待機場所を設けます。

・ ヘルプデスク設置
(職員と利用者とのふれあい)

利用者との意見交換、コミュニケーションを図ることを目的に、事務室にヘルプデスクを設けます



1

2

⑤利用者の平等利用の確保

3

私たちは、管理運営の方針の重点項目のひとつにも掲げましたが、利用者の平等利用を確保することが指定管理者の最低限の資質であると考えており、そのための仕組みの確立と職員の遵守体制の強化に努めます。

4

公の施設としての基本原則である平等利用の確保を指定管理者として至極当然のことに捉え、そのための仕組みやルールを確実に守るとともに、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが平等に利用できる環境を守り抜いていきます。

5

6

公の施設として平等利用を厳格に守ります。

7

鳥取県の管理代行者としての意識をすべての関係者に植え付けるとともに、利用者の平等利用を確保するために、関係法令等に従い、提供するサービス・プログラム・料金等のソフト面、及び使い易さ・安全性・案内等ハード面の両方についての公平・公正な管理運営をお約束致します。

8

9

地方自治法第244条第2項の「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」の条項を遵守します。

10

但し「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例」第6条から第9条に基づく以下の行為等に触れる利用者に対しては利用の制限を行います。

11

12

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・前記に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

また、利用許可を受けた利用者に対しても、以下の場合利用の取り消しを行います。

- ・措置命令に従わないとき。
- ・利用目的以外の目的に利用する、又はそのおそれがあるとき。
- ・利用許可の条件に違反したとき。
- ・詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき

上記以外にも利用料金を支払わない場合、予定人数を大幅に超える場合、その他利用者に迷惑や危険を及ぼす場合、法令等の規定に違反して利用する場合は、利用を控えて頂くとともに、所定の利用料金を支払わない事例が生じた場合には、負担公平性の観点からも収受するよう適切に対処します。

また、施設の平等性の観点から特定利用者や特定団体等に偏った利用が絶対に起きないようにするために、規定された利用優先順位を遵守しながら、県内のスポーツ団体を統括する唯一の公益法人としての使命を賭けた利用調整機能を発揮し、中立的な利用の確保を継続してまいります。

円滑な大会開催のための利用調整

利用申込マニュアル（別紙1）に記載のとおり、大規模な大会や催し物等へ配慮するため、年間利用調整会及び月間利用調整会を開催し、大会等が円滑に行われるよう調整します。

- ・年間利用調整（大規模な大会・催し物等への配慮）
県・競技団体・学校団体・産業団体・文化団体等が行なう大会・催し物・講習会等で規模的に米子産業体育館でなければ開催できない行事に対しては円滑に開催されるよう優先し、年間利用調整を行ないます。
また、県大会等で調整のつかない場合は、公益財団法人鳥取県体育協会で管理している施設間でも調整を行います。
- ・体育館月間利用調整会（定期的利用者への配慮）
定期的にスポーツ活動の場を提供するため月間利用調整会を行ないます。調整会の翌日からは電話、事務室で予約を受け付けます。
- ・利用予定表の掲示（一般利用者への配慮）
当月、翌月の利用予定表を掲示し、空き状況の公開をします。



- ・インターネット環境
ホームページを開設し、利用に関する情報・イベント等の情報を提供します。
また、とっとり施設予約サービスシステムを活用し、体育館、会議室の空き状況を随時更新します。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

⑥スポーツ・健康に関する情報提供

ア) ホームページの維持

施設のホームページを作成し、利用者の方にわかりやすい体育館の施設案内、予約の取り方、教室案内等を紹介します。
(施設の概要、案内、使用料、予約状況等)

イ) 「情報コーナー」の設置

1階ホールに「情報コーナー」を設け、連携事業で得た、スポーツ・健康についての情報を掲示し来館者の健康増進に役立てます。また、鳥取県、連携団体等のイベント、講習会開催等のポスターを掲示し広報に努めます。



ウ) 休日医療施設の紹介

休日担当医療機関を把握し、一階ホールに掲示します。
休日に行われることが多い大会等で発生するけが等に、迅速な対応できるよう配慮します。



エ) 施設周辺の紹介

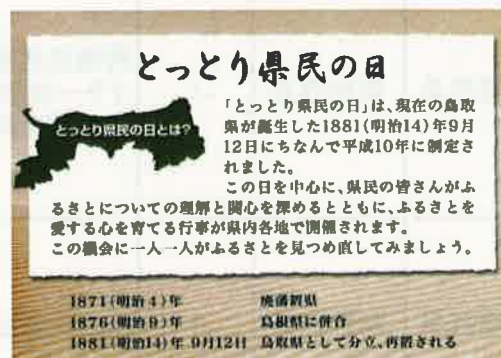
体育館周辺の飲食店、医療機関、コンビニの場所、交通機関時刻表に関する情報をまとめ、利用者に提供します。



⑦とっとり県民の日の無料開放

毎年9月12日のとっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

なお、県民の日の趣旨を周知するため、その趣旨を無料の案内とともに掲示します。



(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

私たちは、あくまでも利用者が主役であり、指定管理者はそれぞれの利用者の利用目的の達成をサポートする立場にあると認識しております。

利用者から寄せられる要望や苦情が、職員スキル・利便性・サービスレベル・利用者マナーの低下、施設設備等の劣化の重大なサインであり、貴重な情報リソースとして捉え、それがたとえどんなに些細なことでも真摯に受け止め、それらに迅速、かつ丁寧に対応することが不可欠と考えます。

そうした忌憚のない要望や苦情がより多く聞き取れるような開かれた雰囲気づくりとヘルプデスクの設置等により、ニーズを速やかに業務改善に繋げるような対応とクレーム当事者等への感謝を込めたフィードバックに努めます。

① 正確な利用者ニーズ（本音）の把握に努めます。

私たちは、利用者及び周辺住民からの要望や苦情を収集するための多様な手段を用意するとともに、アンケート調査やヒヤリングなど能動的な収集活動にも全力で取り組みます。

- ・施設内に設置するご意見箱
- ・ご意見カードの活用
- ・ヘルプデスクによる要望・相談・苦情・意見の把握
- ・電話・ファックス・郵便・電子メールでの受付
- ・利用調整会議、利用者懇談会、周辺住民とのヒヤリング・意見交換会の開催
- ・利用者アンケート、モニタリングチェックシートの作成
- ・競技団体・職員・委託事業者等からのヒヤリング

上記の要望・意見とその具体的な対応策については、すべてデータベース化し、施設内会議や体育協会事務局と他の施設長が集う施設長会議等にて検討・検証することにより、当施設は基より他の施設の運営改善等に反映させ、公表します。

事前対応策の一環として、あらかじめ利用者からの要望・苦情が想定される事項については、毎日の打合せ会及び会議等で報告の上、検討・協議し、対応策を含めてマニュアル化し、その場で即回答することで利用者満足度の維持に努めます。

利用者ニーズの最前線窓口としてできる限り利用者への声かけ運動によって直接的な精度の高い情報を収集します。

② 頂いた苦情に真摯に対応し、速やかな改善に努めます。

私たちは、苦情処理の方法についての研修を強化するとともに、適切・迅速に責任者へ連絡・報告します。また体育協会事務局にも具体的な対応についての指示を仰ぎ、指示が出るまでの間に現場の検証や関係箇所等の点検を行い、指示が出た場合にはその結果を速やかに当事者に誠意を持って伝えることを徹底します。

- ・利用者から寄せられた苦情・要望の中で、「安全に関するもの」については速やかに改善するよう関係機関への調整を含めて最善の努力を払います。
- ・「指定管理者で対応できる要望」と「県と協議が必要な要望」について分類し、当事者に対して速やかに理由を添えて回答します。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

- ・同一の苦情が再度寄せられることがないよう管理体制のチェック強化と業務改善の徹底を図り、再発防止に努めます。また、個人情報保護やコンプライアンスに反しない範囲で実際の改善項目を館内に掲示することで利用者への周知と利用しやすい施設環境に努めます。
- ・施設運営に関する様々なご意見は、その都度書類として保存し、今後の施設運営に反映させます。
- ・苦情事例とその具体的な対応・結果については、情報ネットワークにより他の施設職員との情報共有化を図り、すべての職員が当事者意識を持った利用者サービス向上に取り組みます。
- ・特に接遇に対する苦情については、該当する職員に対するその都度的確な指示の徹底や必要に応じた再研修受講義務化などサービスレベルの高い人材育成に努めます。

利用者の声の把握と対応フローチャート

ア)「意見箱」の設置

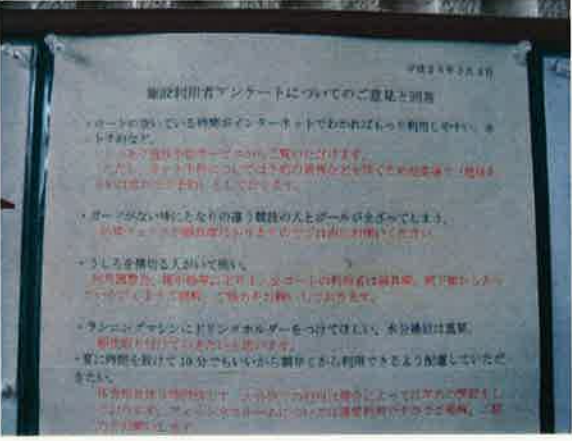
直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せず書き込める「意見箱」を設置し、1週間に1度ボックスを開き、意見について検討し、必要可能なものについては即時対応します。

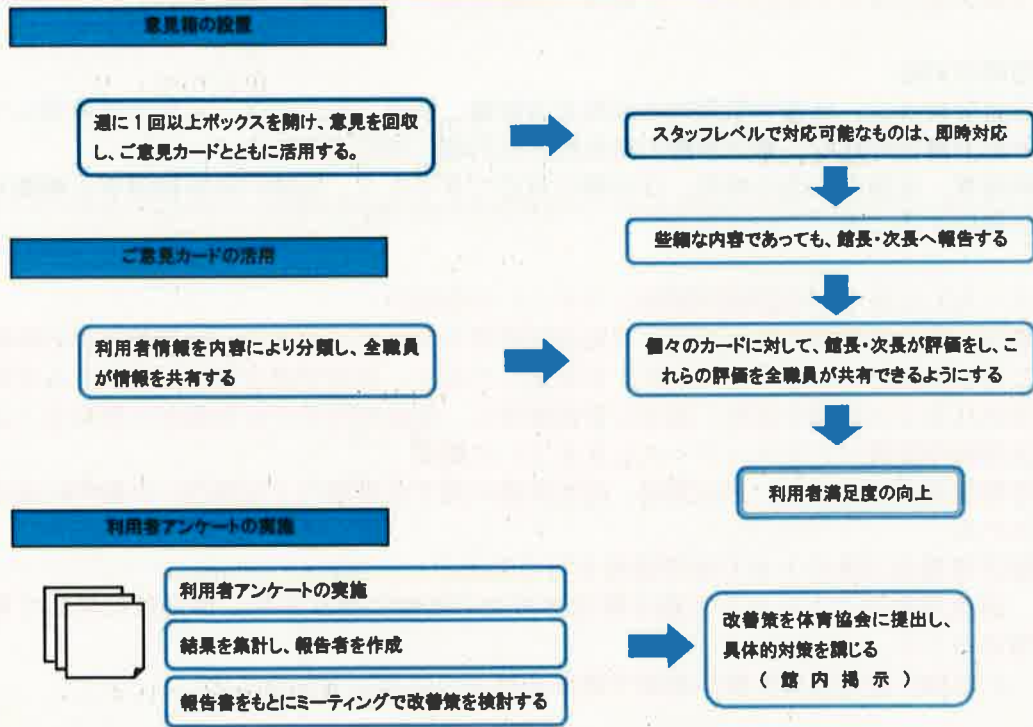
イ)「ご意見カードの活用」

直接職員に申し出があったご意見は、記録として残し、内容について検討し、必要可能なものについては即時対応します。

ウ)アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を継続して行います。
結果内容について早急に検討し、内容をまとめたものを掲示するとともに運営改善に役立てるようにします。





③モニタリングの活用

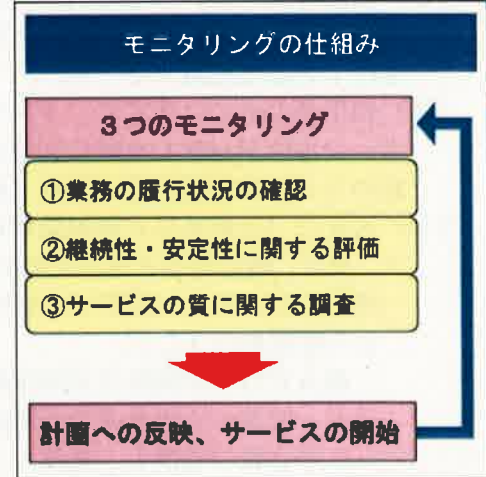
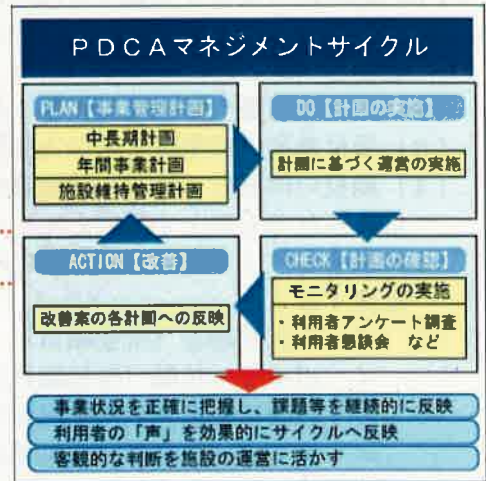
施設の運営について、客観的な視点を持ったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出・改善していきます。

モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCAマネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

・モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全目的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画だて、実施していきます。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

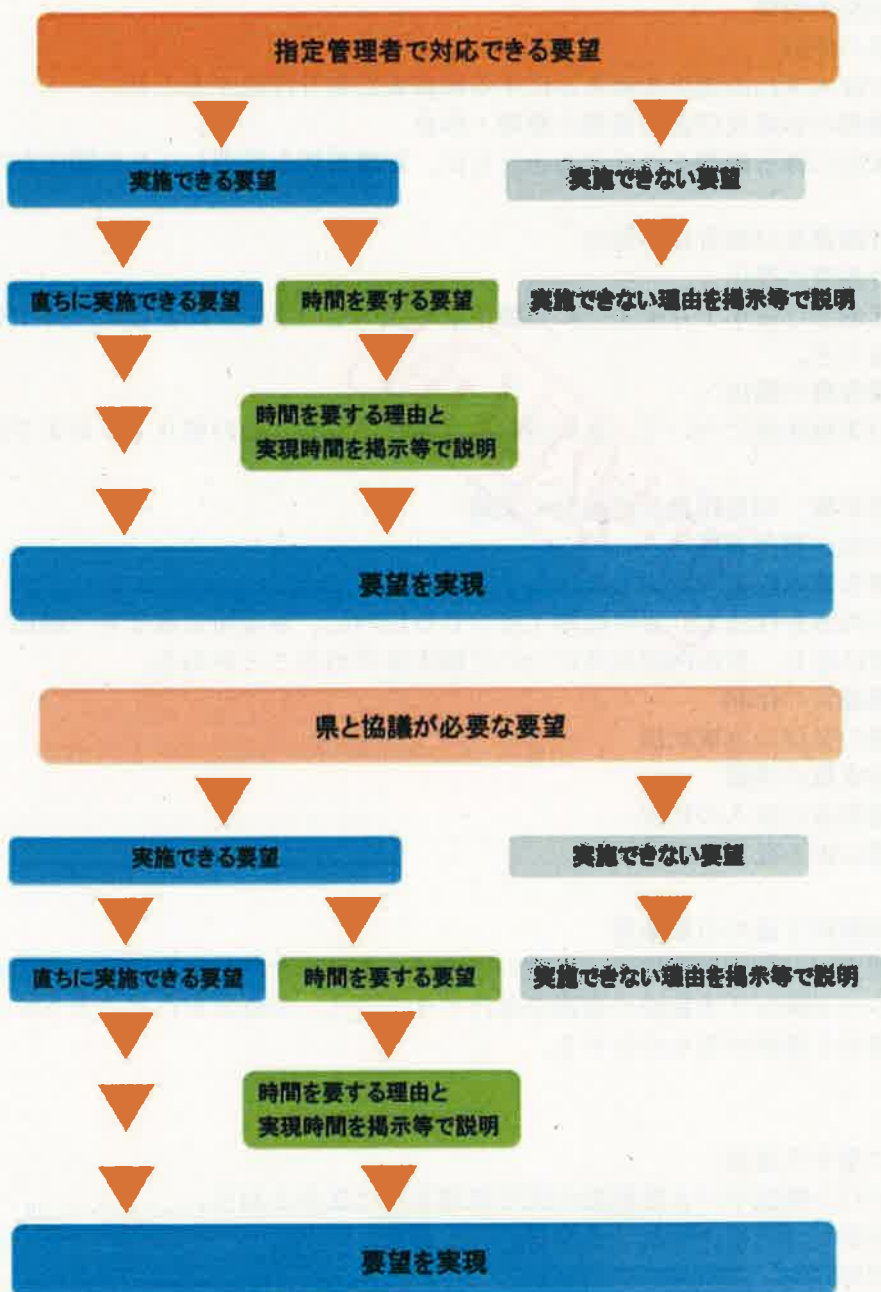
サービス提供

・各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、自治体に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。

④要望への対応方針フローチャート

寄せられた要望を分析し、対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。



3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたっての最も基本的な事項であると考えます。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保します。また衛生的な環境を確保するためには、日常実施する清掃が基本となります。

そして、施設や設備を長期安定使用するためには予防保全を基本とした維持管理が必要となってきます。更には環境に配慮した施設管理を行うことが使命だと考えています。このことを踏まえ、次の4つの視点を重点にしながら施設管理を行います。

- ◆安全 ◆清潔（衛生管理） ◆長期安定 ◆環境配慮

①安全対策の徹底

「利用者の安全」対策は、施設管理運営の中での最優先課題であり、スポーツ活動等による事故防止、防犯、防災について最善を尽くします。

- ・毎日、開館前に施設及び施設用具並びに貸出用具等の点検を行い、安全を確認したうえで利用していただきますが、細部にわたる点検については、(公財)日本体育施設協会発行の「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等を参考に安全対策を実施します。
- ・定期巡回を行い、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。
- ・施設内の危険区域（電気室、機械室）への立ち入りを防止するため、看板等を設置するなど利用者に注意を促します。
- ・施設内を定期的に巡回し、修繕を要する箇所の早期発見に努め、速やかに改善の措置を行います。その場合、必要に応じ県と密接な連携をとりながら対応します。
- ・出勤時、退館時に行う業務をマニュアル化します。

②清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）

ア) 適切な維持管理

建築物環境衛生管理技術者の指導の下に、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善を実行します。

イ) 清掃業務における運用方針

- ・環境衛生・建築物の保全性・労働安全性の3つの向上を基本原則に外部委託業者により作業を実施します。
- ・清掃に使用する洗剤や薬剤は、中性洗剤（無リン系）とし、ワックス類、薬剤は、「製品安全データシート（MSDS）」の基準に即して選定・使用し、環境への影響を軽減します。
- ・作業に使用する資機材を含めて、「エコマテリアル」「グリーン調達」によ

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

- り、再利用・再生可能なものとし、環境保護にも留意します。
- ・業務にあたっては仕様書に沿って毎日実施する日常清掃と、定期的を実施する定期清掃において計画表を作成し、確実に実施し、作業記録と確認を行い館長が実施内容を厳格に検証します。
- ・清掃は、汚れが付きにくいような工夫を施し、清掃時の洗剤やワックスを床材質にあったものを厳選して使用するとともに、汚れが発生した場合は、その原因を徹底的に追究し除去することにより、汚れにくい施設を目指します。
- ・日常清掃は基本清掃時間の設定はしますが、繁忙期、閑散期を見極め、清掃スタッフの増減を実施し、コスト軽減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃を行います。運営にあたるスタッフも必要に応じ清掃作業をサポートします。

(具体的な清掃実施内容)

月間計画表作成	毎月の実施予定を作成
マニュアルに基づき実施	マニュアル、清掃基準表に基づき実施
清掃業務評価	業務評価表により定期的に検査を行う
利用頻度を考慮した清掃	利用の多い時間帯を避けて実施する
環境に配慮したケミカル使用	環境にやさしい洗剤、ワックスを使用する

③施設設備の長期安定使用のための維持管理

ア 法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸出用具の保守管理を十分行います。冷暖房用冷温水機燃料（A重油）の取り扱いには必ず有資格者が行い、また、法定勤務時間（日数）より開館時間、開館日数が多いため、複数名で取り扱い、管理を行い、利用者に安心して利用していただくための安全対策を徹底します。

冷温水機燃料（A重油）関係法定検査

検査・整備項目	頻度	関係法令
排ガスばい煙測定	年2回	大気汚染防止法
地下貯蔵タンク漏洩検査	年1回	危険物の規制に関する規則

また、冷暖房用冷温水機を運転するにあたり、特別の資格は必要ありませんが、ボイラーと同等の知識が必要であり、ボイラー技士免許またはボイラー取扱機能講習を受講した人員を配置します。

冷温水機燃料であるA重油の地下貯蔵タンクは、法定検査とは別に消防法による自主点検を危険物取扱者の資格を有する職員が行い、健全管理を行います。

水道関係法定検査

検査・整備項目	頻度	関係法令
貯水槽清掃	年1回	水道法施行規則
簡易水道検査	年1回	水道法

消防関係法定検査

検査・整備項目	頻度	関係法令
消防用設備等点検	年2回	消防法

電気保安業務点検検査

検査・整備項目	頻度	関係法令
自家用電気工作物保安業務	年7回	電気事業法

電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準に適合し、また実績のある保安協会に委託し、保安業務はもとより、遠隔監視装置を設置し、異常発生時対応を24時間、365日行います。

吊物装置保守

検査・整備項目	頻度	関係法令
通常点検整備	2年1回	懸垂物安全指針

イ 「施設管理マニュアル」(別紙2)に基づき施設・設備・備品等の点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるよう努めます。(日常の巡回点検及び3箇月ごとの保守点検の実施)

万一不良個所があった場合、職員で修復できるもの、業者に依頼するものに分類し、速やかに修復に向かうものとし、安全管理上問題がある場合は鳥取県、鳥取県体育協会事務局とも協議し、使用禁止等の措置も検討します。

ウ 体育館の重要な管理項目の中にフロアの維持管理があります。

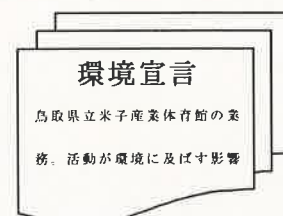
利用者の方にスポーツを楽しんだ後に、フロアのモップ掛けをご協力いただいております。

このモップについてレンタルモップを使用し、2週に1回の割合で交換し、常にきれいなモップを提供して、フロアの維持管理について利用者の皆様にご協力を仰ぎます。

④ 環境配慮活動

ア) 鳥取県版環境管理システム(TEAS)の継続

鳥取県版環境管理システム(Ⅱ種規格)認定継続に向けて可燃ごみの排出量の削減・水道使用の削減・紙類使用量の削減等について、環境改善目標・



1

2

4

5

6

7

8

9

10

11

12

施設管理

環境管理マニュアルを設定実行することにより、さらなる環境づくりの成果を得られる管理を行います。

イ) エコマーク商品や省エネ製品などの購入

鳥取県グリーン購入基本方針に基づき、特定調達品目を優先し購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできる限り環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」等、環境物品を選択します。

○再生材料（再生プラスチック、間伐材等）を多く使用している物品を選択する。

○オフィス機器及び家電製品等については、より消費エネルギーの小さい物品を選択する。



鳥取県認定グリーン商品認定マーク

ウ) アイドリングストップ

「鳥取県地球温暖化対策条例」に基づき、アイドリングストップ（自動車を駐車又は停車する際に、当該自動車の原動機を停止すること）を推進する事業者と認められております。

このことを確実に実行していくために、職員の意識改革だけでなく館内掲示、館内放送で広く利用者へ呼びかけます。



エ) 資源循環型社会の形成に協力

飲料用ペットボトルキャップを分別、回収することで廃棄、焼却されてしまうゴミを有効な資源と蘇らせることができます。

回収されたペットボトルキャップは細かく破碎され熱処理でチップ状にし、様々なプラスチック製品へと蘇っていきます。

またペットボトルのキャップを分別、回収の段階で、約400個で10円のワクチン代ができます。1人の接種ワクチン代として20円、約800個、一人一人の小さな積み重ねのキャップで1人の大きな命を救うことができます。

私たちは、この事業に賛同し、回収ボックスを設置して、利用者はもとより地域に働きかけリサイクル運動を推進します。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

オ) 利用者に協力いただき環境に配慮した施設運営を目指します。

・空調

原則として冷房28℃、暖房20℃に設定することで、冷やし過ぎ、暖め過ぎに注意します。設定温度を1度変えるだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し室温の上昇や低下を抑えます。



・水道

毎日水量を計測し使用量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型に交換する、また節水啓発の表示を掲示するなど必要最小限の使用で運営できるよう利用者に促します。



・電気

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウン等節電を徹底します。



・ゴミ

自動販売機の容器の分別を徹底し、スムーズに設置業者に引き取ってもらいます。



1

2

4

5

6

7

8

9

10

11

12

施設管理

カ) PM2.5に関する情報

・大気中に含まれる微小粒子状物質 (PM2.5) が人体への影響が懸念される中、私たちも環境監視項目としてPM2.5の数値を館内に表示します。

微小粒子状物質 (PM2.5) とは

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	備考
	日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) ※3
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超
I (環境基準)	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下
	35以下 ※1		

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準
PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価
※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等
※3 暫定的な指針となる値である日平均値を一日のなるべく早い時間帯に判断するための値

キ) その他の環境活動

・どんな小さなアルミでも捨てずに「リサイクル」のスローガンのもと環公害防止連絡協議会と連携し、車椅子の贈呈を受けられるようプラタブを積極的に回収します。

・硬式テニスで使用するボールは使用していくうちに空気が抜けたりフェルト部分が摩耗していき最終的に廃棄されます。

ある学校で聴覚に障がいのある児童の補聴器に、机、いすを引くときの音が響いて不快であるため、テニスボールを脚にかぶせた



ところ音がしなくなり、快適な学校生活が送れるようになったとのことでした。

テニスボールにより静かな学習環境ができることが徐々に広まっていき、ボールを希望される学校が増えつつあります。

私たちはリサイクルと静かな学習環境を融合させ、廃ボールの回収に協力します。

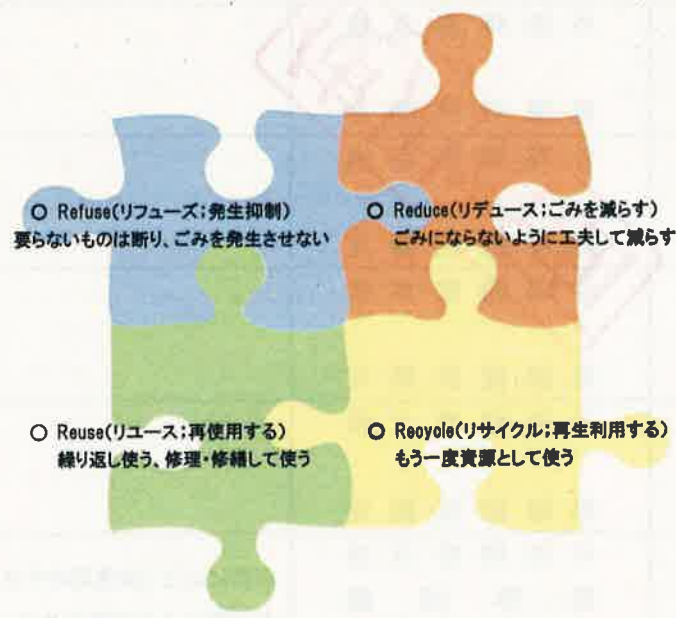


- ・落ち葉や草刈り等で出た草を堆肥化し、グリーンベルトやグリーンサービスで使用します。

- ・新しく採用された職員を対象に、環境管理基礎研修を行います。

- ・必要に応じ、全職員を対象とした環境配慮研修を行います。

- ・鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】推進事業」「NOレジ袋！」などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。



【鳥取県リーフレット】

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があるため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行います。

1

2

4

5

6

7

8

9

10

11

12

施設管理

(外部委託業務)

業務名	内 容
警備委託	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備
清掃作業 (貯水槽清掃含む)	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保のための作業
消防設備保守	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守
冷温水機保守	冷暖房時、切替作業を主とした機器の保守
自動ドア保守	自動ドアを常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
空調用自動制御機器保守	電気式、電子式自動制御機器の点検保守
自家用電気工作物保安業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
吊物装置保守	ワイヤー・滑車ほかの締付確認を始めとした良好な状態に保つための保守

委託先選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術等を要するものにおいては鳥取県会計規則に準じ随意契約により委託先を選定します。また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては単年度とします。



(3) 修繕、植栽管理に対する考え方

、簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。このことにより修繕費、植栽委託費の節減になります。また職員の設備に対する基礎知識、施設に対する美化意識の向上につながります。

- ・受水槽給水パイロット管凍結破損修繕

凍結により開閉バルブが破損。
ホームセンターから購入し取り替え。



・ホール排煙窓コーキング

ガラスと枠のコーキング部分が経年によりひび割れてきていたので、古いコーキングを除去し、新しくコーキング材を充填。



・Pタイル貼り替え補修

冷水器付近のPタイルが湿気によりはがれてきたので、古いものをはがし、接着剤で新しいPタイルを貼り付け。



・照明蛍光管取り替え

天井照明の切れた蛍光管を新しいものと取り替え。館内には多数の蛍光管照明が設置されている。体育館の天井照明についても取り替え。



・玄関ポーチタイル貼り替え

玄関ポーチのタイルが浮き上がってきた。浮いたタイルをすべてはがし、1枚ずつセメントで接着し、目地を修正した。



・樹木剪定

剪定ばさみ、ヘッジトリマー等を使用し、植栽木の剪定を定期的に行う。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

・草刈り

春から秋にかけ、1カ月に1回～2回程度
草刈りを行う。



4 料金設定

私たちは、原則として、当該施設の利用料金については、「米子産業体育館利用料金の上限額」に示された料金体系を継続することを基本と致します。

しかしながら、スポーツ振興を使命とする公益法人である指定管理者として、更なる施設利用促進を図る観点から、低廉な利用料金の設定と公共性の担保に向けて、利用者の利便性を考慮して、下記のような新しい料金体系を提案致します。

特に、スポーツを始めるひとつのきっかけづくりとしてフィットネスルームの設置運営や、当該施設を含めた他の県有スポーツ施設が利用可能となること（米子屋内プールとの共通利用券）が県民に対する利用促進に繋がると考えられることから、そのスケールメリットを拡大するためにも指定管理者として提案致します。

（1）開館時間の考え方と設定内容

現在の利用時間は、施設の事前点検の必要性、県民にも広く周知・理解されていますので、現行どおり午前9時から午後10時までとします。しかし管理上や大会など開催のため主催者からの要望があれば、早朝開館など臨時的に開閉館時間を変更します。

（2）休館日の考え方と設定内容

新 規	基 準
休館日 ・毎月第3水曜日 ・1月1日から1月3日 ・12月29日から12月31日	休館日 ・週1回(特定の曜日)と毎月第3火曜日 ・1月1日から1月3日 ・12月29日から12月31日

利用者の利便性の向上のため、毎週の休館日を廃止し、設備メンテナンスための月1回(第3水曜日)のみとします。

なお、管理上や大会主催者からの要望により臨時開館します。

また、休館日に業者が点検、保守のため入館する場合、職員が必ず立ち合います。

（3）利用料金の考え方と設定内容

平成21年度に設置したフィットネスルームと米子屋内プール共通利用券の料金設定をします。

また、会議室などの料金は、利用者に分かりやすいように原則50円、100円単位とします。(別紙4)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

①フィットネスルーム利用料の設定

各種のマシンを設置するフィットネスルームの利用料金を設定します。

区 分			単 位	金額(円)	
フィットネスル ーム	一般利用	当日利用	一般	一人1回につき	300
			高校生以下		200
		回数券	一般	回数券11枚綴り	3,000
			高校生以下		2,000
		1ヶ月定期券	一般	1人につき	2,500
			高校生以下		1,000

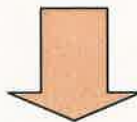
②フィットネスルームと米子屋内プールとの共通利用券を設定します。

米子産業体育館フィットネスルームと米子屋内プールの利用ができる共通利用券を設定します。(一般の1ヶ月定期券のみ設定します。)

区 分	単 位	単 位	金額(円)
米子産業体育館フィットネスルーム・ 米子屋内プール共通利用券	一 般	1ヶ月利用券により 利用する場合 (通年利用)	5,000

③会議室利用料金の設定

県の上限額				
区 分			単 位	金 額 (円)
トレーニン グ室兼会議 室及び中会 議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	740
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	980
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	1,490
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1,950
小会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	290
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	360
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	570
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	740



設 定 料 金				
区 分		単 位	金 額 (円)	
トレーニング室兼会議室及び中会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	700
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	950
中会議室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	1,450
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	1,950
小会議室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	250
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	350
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	550
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	700

④大体育館専用利用における利用料に含まれる電灯数の設定

設定灯数			県の基準 電灯数
区 分		電灯数	
大体育館	全面使用	24灯	12灯
	2分の1面使用	12灯	6灯
	3分の1面使用	8灯	4灯

大体育館を使用する場合の利用料金に含まれる電灯数について、上記基準の電灯数では利用者から見ると「暗い」状態に近いため、利用者に「安全に」「楽しく」「快適に」利用いただくために利用料金に含まれる電灯数を各区分それぞれ倍の電灯数とします。

⑤専用利用における連続利用の割引率の変更（変更）

県の上限額の備考4にある連続利用の割引については、利用者にわかり易く、3時間以上連続で使用する場合は、時間帯に関係なく100分の90を乗じることとします。

⑥その他

利用料金の徴収時期は前納を原則としますが、電気料金、冷暖房料金、備品等の利用料金は後納も可能とします。

利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアル（別紙1）により、適正に処理します。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

利用料金の減免基準が施設の利用促進に寄与しているため、継続します。
(利用料減免の取扱要領 別紙5)